

告 示

埼玉県選管告示第十九号

令和八年三月八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第二区 川口市）において、
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百四十四条の二第十項において準用する
同条第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期
日は、二月二十七日とする。

令和八年一月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏芳